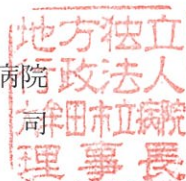


入札公告

一般競争入札を行うので、地方独立行政法人大牟田市立病院契約規程（平成22年規程第23号。以下「契約規程」という。）第6条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 7年 2月 19日

地方独立行政法人大牟田市立病院
理事長 鳥村 拓



1 担当課

〒836-8567 福岡県大牟田市宝坂町2丁目19番地1

地方独立行政法人大牟田市立病院 医事課

電話 0944-53-1061 E-mailアドレス iji@ghp.omuta.fukuoka.jp

2 一般競争入札に付する物品購入等の内容

(1) 調達件名 施設基準管理システム（ライセンス契約）
※別紙仕様書による

(2) 数量 1式

(3) 納入場所 地方独立行政法人大牟田市立病院

(4) 使用期間 令和7年4月1日～令和9年3月31日

(5) 入札方法

総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) その他 指定場所に設置すること。

3 入札参加資格

入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること。

(1) 令和04・05・06年度全省庁統一資格の「物品の販売」の資格を得ている、若しくは大牟田市の令和6年度競争入札参加資格者名簿（物品）に登録されている者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。

(3) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、契約規程第4条第4項に規定する者に該当しないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなさ

れている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(5) この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係・人的関係については9を参照。）

4 入札説明書等を交付する場所及び問合せ先
1に同じ。

5 入札の日時及び場所等

(1) 入札の日時及び場所

令和7年2月28日（金）午前9時30分

地方独立行政法人大牟田市立病院 第3研究研修室

(2) 開札

入札終了後直ちに(1)の場所にて行う。

(3) 入札方法

ア 入札書（様式1）を封かんの上、入札者の事業者名と参加者の氏名、対象となる調達件名を表記し、入札日当日持参すること。（郵送又はファクシミリによる入札は認めない。）

イ 誓約書（様式2）、3（1）の資格を有することの分かる書類（写）を持参のうえ、入札指定時刻の5分前までに受付を終え、入札会場内で待機すること。

ウ 代理人が入札する場合は、受付時に委任状（様式3）を提出すること。

エ 地方独立行政法人大牟田市立病院物品購入等競争入札心得を承知すること。

6 入札の無効

この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び地方独立行政法人大牟田市立病院物品購入等競争入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反する者のした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

7 入札保証金の免除

(1) 入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

① 保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券が提出されたとき。

② 落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 前項第2号の規定による入札保証金の納付の免除は、次の要件をすべて満たす場合とする。

① 過去2年の間に法人、他の地方独立行政法人、独立行政法人、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行していること。

② 社会的及び経済的信用、技術並びに能力を有していること。

8 入札手続等

- (1) 契約書作成の要否 要する。
- (2) 落札者の決定方法 予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (3) 支払条件 単年度毎に年度開始時支払い
- (4) 詳細は入札説明書等による。

9 その他

3 (4) でいう資本関係又は人的関係とは、次のとおりである。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する更生手続きが存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係に有る場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

(ア) 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他、ア又はイと同視し得る特定関係があると認められる場合

(ア) 事業協同組合等の組合等と当該組合等の構成員の関係がある場合